

令和元年度 第2回 日野市子ども・子育て支援会議
議事録

日 時 令和元年 8 月 1 日（木）午後 6 時 30 分～午後 8 時 30 分

場 所 日野市役所 1 階 101 会議室

出席者 委員 門田委員、朝倉委員、東委員、横川委員、稲田委員、原嶋委員、
青嶋委員、小俣委員、土屋委員、田中委員、柗澤委員、小林委員、
山下委員、篠崎委員

事務局 仁賀田子育て課長、熊谷子育て課地域青少年係課長補佐、木暮子育て課
子育て係課長補佐、佐々木子育て課子育て係副主幹、横堀子育て課助成
係長、奥子育て課地域青少年係主任、藤田子育て課地域青少年係主事、
中田保育課長、綿貫保育課保育幼稚園係課長補佐、正井子ども家庭支援
センター長

欠席者 浅原委員、寺田委員、久富委員、北村委員、佐々木委員、赤久保委員

傍聴者 佐藤 環、町田 珠都、早崎 聖菜

（開会）

（1. 会長あいさつ）

会長

それでは、定刻を過ぎましたので、令和元年度第2回子ども子育て支援会議を始めます。

前回初めて委員として出席させていただき、会長選出されたので、初めてということで会議の様子を委員の方たちの活発なご意見、質問いづれにも真摯に答える事務局の方々、子どもの最善の利益を中心に据えた議論でした。私自身もこの会議の責務は大きいなど。成果をきっちりと上げねばという思いを持ちました。本日は不慣れながらも司会進行を務めます。よろしくお願ひします。

事務局

本日の資料の確認をいたします。

資料 1 新!ひのっ子すくすくプラン(第 5 章 163 事業)平成 30 年度事業実績等一覧 A4 サ
イズ両面印刷 61 ページ綴りのもの

資料 2-1 新!ひのっ子すくすくプラン～第 2 期日野市子ども・子育て支援事業計画～体系
(案) A3 サイズ 1 枚

以上は事前に郵送させていただきました資料です。

本日配布資料としましては

資料 2-2 子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方について

資料 3 幼児教育無償化の概要と支援の充実

資料 4 令和 3 年度学童クラブ民間活力導入について

となります。

(2. 審議事項)

((1) 次期計画に向けて)

会長

それでは、次第の審議事項に移りたいと思います。新!ひのっ子すくすくプラン(第5章163事業)の進捗状況について事務局より説明をお願いします。

事務局

資料 1 は、新!ひのっ子すくすくプランの第 5 章に記載している 163 事業につきまして、30 年度実績と担当課による評価、各事業で課題等を記載したうえで、令和元年度の取り組み等を一覧にまとめたものになります。

第 1 回支援会議では、「子ども・子育て支援法」に規定されている事業である 新!ひのっ子すくすくプラン第 6 章に記載の、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業につきまして、ご説明申し上げましたが、これとは別に、国の指針に基づく点検・評価の対象ではありませんが、次世代育成支援対策推進法に基づく市全体の子育てに関連する施策がどのように取り組まれているのか、その他の事業についてもご確認いただければということで 163 事業をすべて資料の方に提示しております。

本日は時間の都合もございますので、子ども部の子育て課、保育課、子ども家庭支援センターから主だった事業についてご説明させていただきます。

まずは子育て課からになります。最初に、新!ひのっ子すくすくプランの基本目標 I 子育ての豊かさと楽しさの発見 の 方針 1) 多様なニーズを受け止められる子育て支援 の (1) 多様な保育の場づくりから 学童クラブ・放課後児童健全育成事業の取り組みです。 2 ページの 3 段目になります。

学童クラブでは、平成 29 年 7 月より、民間活力導入にむけて検討を重ね、平成 31 年 4 月(令和元年度)から七小学童クラブ、及びしんめい学童クラブの運営委託を始めております。子育て課では、市民とともに組織された選定委員会において公募要領等を審議し、その内容に沿って事業者を選定いたしました。また、民間委託後における育成環境の質を保つことを

目的とし、保護者の方々からご意見をいただいて要求水準に関するガイドラインを策定いたしました。平成 30 年度については委託前の学童クラブに民間事業者を引継ぎという形で迎え入れ、実際に 1 月から 3 か月間、順次ということにはなりましたが、トレーニング期間を設けたのちに 4 月からの民間委託を開始いたしました。現時点ではおおむね順調に民間委託が進められております。

次に、7 ページ最下段、放課後子ども教室「ひのっち」の中の取り組みである「なつひの」についてご説明いたします。「なつひの」は夏休みの子どもたちの居場所づくりとして、夏休み期間の 10 日間、市内の各小学校にご協力いただき、空き教室等をお借りして開催しております。各「ひのっち」のスタッフ数等も鑑みた上で毎年 2 校ずつ拡大しており、平成 30 年度には 2 校拡大し合計 10 校、令和元年度も同じく 2 校拡大し、第七小学校と夢が丘小学校を加えた合計 12 校で開催されております。今後も順次拡大しなるべく早期に市内全 17 校で実施していきたいと考えております。

続いては学童クラブと放課後子ども教室「ひのっち」にまたがった事項となります。滝合小学校にご協力いただき、敷地をお借りして学童クラブと「ひのっち」の教室を一体化した新施設を建設いたしました。滝合小学校内にあった学童クラブの施設が老朽化していたこと、滝合小学校区の区画整理が進展し将来の児童数の増加が見込まれること、また「ひのっち」については利用者も多く、活発な活動をしているため、東京都の補助を受けられるだろうということから新施設の建設が実現しました。将来を見据えたうえで早期の対応を取ることができ、また学童クラブと「ひのっち」が互いに連携を取り良好な運営がなされております。

事務局

1 ページ目の 1 段目、①の「保育園について」でございます。

平成 30 年度の実績ですが、4 園の整備を行い、平成 30 年 4 月 1 日に開設しております。合計しますと定員が 378 人となります。その右側に令和元年の取り組みとして 3 園の整備と記載されております。わらべ保育園は 5 月、残りの 2 園は 4 月に開設されております。この 3 園併せて 415 人の定員となり、合計で 793 人の定員枠を増加しました。この結果、平成 29 年 4 月に 252 人だった待機児童数は平成 30 年 4 月に 139 人、平成 31 年 4 月に 46 人となり、大幅な減少となりました。今後は人口の推移、土地利用の変化、就労意向の変化を踏まえ需給バランスを見極めながら対応を検討して参ります。

続いて、2 段下③の「小規模保育」でございます。

こちらは定員 19 人以下の保育事業であり、特に待機児童の多い 0～2 歳児の対応として平成 30 年度はひのめばえ保育園の整備を支援して参りました。平成 31 年度 4 月に開設し、先の認可保育所と合わせて 434 人の定員拡大となります。今後は、需給バランスも見極めながら、大規模な認可保育所整備というよりは、地域的な偏在も考慮しながら、小規模保育事業を展開していくことになるかと考えています。

最後に 12 ページの上段、⑥の「利用者支援事業」です。

健康課の母子保健型が先行実施しておりましたが、平成 30 年度から特定型として、保育課に保育コンシェルジュを配置しました。嘱託職員 2 名と再任用園長 1 名の計 3 名で、相談、情報提供等を行っております。1 か月あたりの相談件数は平均 230 件程度で、主に保育園の入園相談、その他の子育て支援サービスの情報提供などを行っております。

保育課からは以上となります。

事務局

4 ページの⑬「トワイライトステイ」事業、⑮の「一時保育」事業、6 ページの①「地域子ども家庭支援センター」、②の「子育てひろば」事業についてご説明します。

トワイライトステイ、一時保育、子育てひろばに関して、全てではありませんが地域子ども家庭支援センター多摩平でその 3 事業を行っていたのですけれども、平成 29 年度までは子育てひろばが直営、一時保育とトワイライトステイが委託として運営しておりました。平成 29 年 1 月に一時保育事業利用者へのアンケートを取り、市民にとって利用しやすい施設を目指し、平成 30 年度よりこちらの 3 事業を一括して民間事業者へ委託いたしました。これに伴いまして、子育てひろば事業につきましては、開館日時が月曜日から土曜日の午後 3 時まででしたところを火曜日から日曜日までの午後 5 時まで延长了いたしました。これにより父親の育児参加促進、また夕方近くまで、お昼寝が終わってから母親も利用しやすい子育てひろばということで、非常に利用しやすい形に変更しております。

トワイライトステイ事業につきましては、利用手続きが利用者にとって煩雑であったところを一本化し、より利用しやすい形に変更いたしました。最終的な利用者数は、平成 29 年度が延べ 63 名だったところ平成 30 年度には 3.4 倍の延べ 216 名という大幅な増加となりました。

一時保育事業につきましては、手続きが煩雑といいますか、金銭的な面などで利用しづらいところがありましたがこちらも改善し、利用児童の対象年齢を 1 歳以上だったところを 0 歳以上へ引き下げ、当日利用も空きがあれば可能という形に変更いたしました。これにより、平成 29 年度で 998 名だった利用者数が平成 30 年度には 1,698 名まで増加いたしました。このような形で、一部ではありますが、かなり利用しやすい事業を目指して一定の成果を上げております。

続いて 10 ページの④、さんぽっぼひろば事業でございます。こちらは程久保の運動公園内にある「あかいやね」という施設において、3 歳児のみを対象とした幼児教室という形でかなり歴史も長くやっていたおりましたが、昨年度は 26 名の園児が在籍していたところ、今年度は 11 名ということで大きく減少しております。この施設は公立幼稚園入園を目指すお子さんの前段階として利用される方が多かったのですが、公立幼稚園数自体が減少しており、また私立幼稚園もかなり低年齢から受け入れをしているという実情もあるため、近年減少傾向にあった園児がここで大幅に減少することとなりました。施設からも継続は

難しいとお話があり、来年度以降は終了という形となりました。

続いて 21 ページの①、児童虐待への対応についてです。昨年度は子ども家庭支援センターとしての全体の相談受理件数が 880 件、そのうち児童虐待にかかわるケースが 245 件となっており、大幅に増加しております。児童虐待に関するケースについては平成 29 年度の 165 件から平成 30 年度は 245 件ということで、1.5 倍近い数字となっております。こちらにつきましては、子ども家庭支援センターでは東西のチーム制を採って、各チームにリーダーを置いて対応しております。虐待に関する相談受理件数の増加に伴いまして、今年度は正規職員を 1 名増員ということで対応している所でございます。説明は以上となります。

事務局

子ども部関連のご説明は以上とさせていただきます。委員の皆さまには今からご意見等いただければと思います。また、本日お答えできないものについては担当課に確認させていただいた上で回答としたいと思っておりますのでどうかよろしく願いをいたします。

会長

ありがとうございます。それでは、第 5 章 163 事業の進捗状況についてご質問、ご意見をいただきたいと思います。

委員

冒頭でご説明いただいた点は日野七小に深く関わっているところですので、ひとこと感想を申し上げたいと思います。まず一点目なのですが、2 ページになりますが、学童クラブの民営化ということで、昨年度その民営化に向けてのいろいろなスケジュールですとか中身について私も少し関わって進めてきたところですので、とても丁寧にやっていただいたなと思うので、評価としても A がついているということで、それでよろしいかなと思うんですが、やはり想定されていたことが、実際には民営化が終わって、実際にスタートしてからが本当の勝負なんですね。要するに本校ではしんめい学童と七小学童の二つの学童クラブがあるのですけれども、すべて職員が総入れ替えになっているわけなんです。ですからやはりそのあたりは私も想定していたんですが、子どもたちの混乱は大きかったですね。それから保護者の不信感といいますか、前はやってもらったのに等の小さなところでの混乱は正直言って 4 月 5 月は絶え間なくありました。結局そういった不安の中に行きますと、子どもたちがやはり落ち着かなくて、学童クラブの中でいろんなトラブルが起きたりするとそれが結局学校にまで来て、学校と学童クラブで連絡を取り合ったりするケースが今までになくとも多くなりましたね。ですから、それを想定の中に入れるか、あるいはそれを未然に防ぐための方法を何か取るか、実は昨年度私が心配している中にすでに申し上げていたところなんです。すべての職員が入れ替わるということで子どもたちは不安になりますよということは事前に言うてありましたが、やはりその通りになってしまったなというのは正直な

ところでは、あえて厳しく言わせていただいたのは、これからも民営化が進んでいくだろうということで、やはりそのあたりはきちんと想定の中に入れて、どうしたらそれが少しでも防げるのか少し考えていけるといいのかなと。例えば職員の雇用体系が直営とは異なるので仕方ないのかと思うのですけれども、職員を半分ずつくらい入れ替えていくのですとか、何かそういう妥協案のような方法が無かったのかなというあたりが正直なところ感じた点です。おかげさまで一学期はとりあえずそれで終わったので、一学期の終わりのころには少し落ち着いてきたんですが、実は今日この館長さんがたまたま来ていたので校長室で少しそういった話もしました。ということで、今後に向けてそういうところについては少し考えていかれたほうがいいのかということ、あえて意見として言わせていただきました。

もう一点、7ページのひのっちに関してですが、スーパーひのっちも本校でやってほしいと数年前から名乗りを上げていて本年度やっと七小でも実施していただいているところなのですが、喜んでいる以上に子どもが集まりすぎてしまっています。本校はキャパシティブに厳しい状況ですので、ひのっちの教室が1教室しかない。そこに100人を超える児童が来てしまったものですから、それこそお弁当を食べる場所もないですし、お弁当を保管する場所にも苦労しまして、プールの時期と重なったということもあるのですけれども、本当にうれしい悲鳴なのですが、予想以上に子どもたちが集まったなと思います。客観的に見て、家庭に帰すという目的でやっている夏休みなのですが、お弁当を食べたりしていつもと雰囲気違って良いのかもかもしれませんが、また学校に来てという状況が良いのか悪いのかということも考えなければいけないなという気もしないではないです。そこでの私の意見なのですが、私はたまたまこの委員になっており準備段階から関わっていたので本校の教職員にも事前説明をしてあったのでそんなに心配なことはなかったのですが、やはり子どもたちがこれだけの人数集まって学校の中になると教職員もきちんと理解していないといけないということがありますので、管理職を通して教職員へ説明しておかないと、受け皿となる学校としても体制を整えられないと思います。これから実施するところについては、こういったところも丁寧にやっていっていただいた方がよろしいかなと思いました。本校でも事前に分かっていたので、ちょうどそのとき個人面談で、面談中に子どもたちが廊下を走り回っていたのですが、事前に説明してあったので教職員からの不満も出なかったのですが、ぜひその辺りも丁寧にやっていただくと良いスタートを切ることができるのではないかと、意見を述べさせていただきました。以上です。

会長

ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。

委員

今のお話に関連して、先ほどまでスーパーひのっちパートナーをしてからここに参りましたので、初日には101名の参加がありまして、お弁当の子どもが70名いました。低学年と

高学年を分けてお弁当を食べさせるというので、最初からお借りしている 1 年 1 組の教室には入りきれないので、図書室もお借りして図書室に高学年、1 年 1 組に低学年というふうに分けて食べさせたのですけれど、やはりお弁当も早い遅いがありますので、楽しみながら食べてはいるのですけれども、やはり騒がしくなることと、それからやはり従事する側から言うと、先ほど委員もおっしゃっていただいたのですけれども、朝 8 時 30 分からお弁当持ちで午後 5 時までフルタイムでひのっちにいる子どもたちが固定的にいまして、その子たちも飽きてきてしまって、遊ぶことがない、早く帰りたいと言いだしたりするのです。連絡カードには午後 5 時までと書いてあるのでまだ帰れないよと言って、親御さんが家にいる場合は直接電話をして、帰してもいいですかと個別に対応して、今日も午前中に足を怪我した子がいて、その子は痛くて早く帰りたいということで、そういう対応もありますし、丁寧にと言いますか、こういう状況がアリなのかというのもありますし、従事者の方からするとすごく長い。プールと夏スタという補習授業があったのでひのっちもついでにという形で来たので初日と 2 日目は 100 名近くになったかと思いますが、今週 2 週目になりましたのでだいぶ少なくなりました。今日はトータルで 20 数名です。最初の週はだいたい通常と同じくらい 50 名前後の子どもが利用しました。やはりこれからはつひのをやるにあたって従事者も含めて、今年アンケートが来ましたが子どもにもアンケートを取りましたし従事者にもアンケートを取りましたのでそれがどのように反映されるのかなと思っております。それと委員もおっしゃっていた学校のご理解というのは絶対に必要で、廊下を走ってしまったりしてご迷惑をおかけしたと思うのですけれども、その辺りのすり合わせをやはりきっちりやっていかないとお互いに矛盾を感じたまま過ごしてしまうということもありますし、学童さんとのかかわり、また校庭開放ですね、ひのっちのルールでは、今日のような危険な日は外遊びはできませんが、校庭開放で来る子どもがいるのです。それを見てひのっちの子どもたちがなんで僕たちは外に出られないのという素朴に子どもは投げかけてくるので、カーテンを閉めて校庭を見せないようにしています。それでスルーしてしまうというようなことでやっているのですが、その辺りのすり合わせとかも、私は今年の 4 月から採用されましたのでまだ 3 カ月なんですけれども、非常にいろんな矛盾を感じております。以上です。

会長

今ご意見をいただいたところで、何か回答を求めるといったことはありますか。

委員

七小は今年初めてですから、また来年どうなるか分かりませんが、コーディネーターさんからほかの学校の様子を聞いたりして、格差があると。(参加児童が) 少ない学校は本当に少ないらしいので、その地域事情的なものもあると思うので、どういうふうになっていくのか分かりませんが、学校とのすり合わせとかそういうところが丁寧であれば、従事者も

子どもたちも良いのかなと思います。それで子どもたちはやはり飽きてしまうのです。やはり長いですよ。午前8時30分から午後5時までいる子というのは何人もいるので、もう遊ぶことがないという気がします。なのでこちらがいろいろなものを持って行って工夫して、安全に遊ばせているというところです。その辺りも実態はどうなのかというところもお調べいただいて、もう少し利用のばらつきというのか、本当に従事する側からすれば参加児童数の少ない学校と多い学校の格差などいろいろあると思います。なにかもっとゆるいルールというか、そういったものも欲しいと思います。なんでもやっちゃダメという風になるので、お父さんが迎えに来てそのまま校庭でキャッチボールをしていて、迎えに来たのだからそのまま帰ってよと思ったのですが、校庭で子どもたちが楽しそうにお父さんとキャッチボールをするというのは本来あるべき姿じゃないですか。だからそこをダメというのも無下に言えなくて見て見ぬふりというようなどころもたくさんありましたし、その辺りのルールには矛盾を感じております。

会長

他には何かございますか。

委員

私は学童の方から来ているんですけども、私の娘は普段からよくひのっちを利用しておりまして、ただ夏休みなので、なつひのはやっているんですけども、1年生なので学童行ってちょうだいと言って、ひのちは来年くらいね、と言っているんですけども、やはり子どもはすごく楽しみにしていて、実際私は参加していないのでわかりませんが夏休みに子どもと遊ぶのにお弁当を持って学校へ行くというのはすごくウキウキするみたいなんです。なので今、実際のお話を聞いてすごく苦勞して運営していただいているんだと思うんですけども継続していただきたいと本当に思います。学童が終わった後に、私もフルタイムで働いていますので、ずっと家に子どもだけにいる、また遊びに行かせるといっても親としては大変じゃないですか。学校がやってくれるとなると近いし、安心できるので今後もぜひ続けていただきたいと思います。以上です。

委員

この中の事業でいきますと、われわれがやっている活動は30ページの上のプレーパークという事業になります。今のお話を伺っていて、日野市はずっとこの計画の中でも放課後の子どもたちが過ごす場所として児童館があり、ひのっちがあり、学童クラブがある。行政がここまでやっているところは近隣を探してもそう無いというところで確かに頑張ってもらっている。それは本当にそうだと思います。ただその一方で、大人の決めた枠組みと大人の決めたそれぞれの場所のルールに子どもが翻弄されて困っている場面も見受けられるのではないかと思います。やはり子どもにとっては、言ってしまうと自由に遊びたい。気分的に、

今日は児童館がいい、今日は友達と公園に行きたいなど。児童館は自由だからいいですが、学童とひのっちは登録するしないというところがあったりして、親の事情の中でいろいろ話さないといけないのですけれども、じゃあ子どもにとって何がいいのかというのをもう少し関係する皆さんで話しながら、やはり子どもが過ごす場にいる大人がどういう心持で子どもに接するかというのを話し合ったり勉強したりしながら、それこそこの会の最初に荻原副市長が話されていましたが、保育園増やして待機児童を減らしました、それは数のことで、質の議論がされていない。これからは質だ。というのは保育のことだけでなく、放課後の子どもの過ごし方、休日の子どもの過ごし方も全く同じだと思うんです。数と場だけそろえればいいのではなく、子どもの過ごす場にいる大人はどのようなまなざしを持って子どもと接するかみたいなところを話し合いながら、大人の側が連携していい場を作っていくというのが大事だと思っています。その中で我々は外の遊び場をやっています、実は今日から3日間連続開催で、仲田の森で遊ぼうということでやっています。先ほど100人の子どもたちで居場所が無くて飽きてしまっただけでキャパがパンパンでというお話がありました、ぜひうちに遊びに来てほしい。広くて、何十人いてもプールがあって楽しくやってくれればなあと思ったりしまして、そういうところで大人がうまく連携できたら子どもが過ごしやすくなるみたいなことにどうつなげていけるかというのが次の計画の大事な部分だと思っていて、私たちもプレーパークの中で、資料右から1つ目の枠の中の2つ目、「子どもの放課後を考える」というテーマで語る検討会みたいなものが必要なかなというふうに思っています。枠を超えてということが大事だと思います。我々の活動ですと、市内のプレーパークのことというA評価をつけていただいています、本当に子育て課さんには感謝してまして、桑ハウスの工事期間であっても継続して居場所が作れるように、また我々は桑ハウスの中に資材を置かせてもらってましたので、そこを工事で全て出さなければならないというところで、子育て課さんのご配慮で物置を置いていただきました。そうして工事期間であっても継続できるようなことをしていただけてまして本当に感謝しております。ただプレーパークというのは我々の活動だけでなく市内に4つあるんです。落川、百草、平山と規模はいろいろありますが、親が自分の子どもに室内だけでなく外でのびのび遊んでほしい、その場所がほしいということで、市民が求めて作られた遊び場です。なかなか行政が主導して外の自由な遊び場がやれないという事情も分かります。そこで市民は自分たちの手で作っているということがありますので、ぜひ放課後の居場所のひとつとして考えていただいて連携していくということを今後の計画の中で話し合っていけたらと思っています。室内ならではの苦労があるなあと感じましたので、意見交換をさせていただきながらやっていきたいなと思います。

会長

ありがとうございます。

委員

一点目は、学童クラブの職員の総入れ替えの影響について、なかなか影響を受けた当事者側からの声を聴くことができないので、まず保育園あたりから民営化が始まって職員が総入れ替えになって子どもたちへの影響があるよという話がずっと出てきていて訴えていたのですが、子どもの順応が早いということで言われてきていた。ただ、それは本当に質より量ということで、待機児童の解消を推し進めていく中ではある程度仕方のないことだということはありません。なので、ある程度のめどがついて質のことが考えられるという時期で、学童クラブでも学校でも子どもたちの心に影響があったということは運営側、施策を進めていく側としては認識を進めていかなければならないということはひとつ。もう一つはなつひのの件に関しては、私も今日1日パートナーとして従事してきました。うちはもう3〜4年目なのですが、やはり初年度は混乱があると思います。ですがやはり、学校の中で利用する場所やルールですとか、物品もひのっち専用の物もたくさん増えてくるので、だんだん共用していいルールができてくるので、順々に馴染んでいくというのは私が見てきて思っていました。なつひを導入するときは私はもっと心配していました。職があって子どもを預けているのとは違って、家に母親がいてもお弁当を持たせて1日中預ける場所っていうのがあると、それは一体どういうことなんだろうかとすごく心配でした。当時私の従事する学校は導入校ではなかったんですけど初年度のなつひの実施校へ見に行くと、子どもたちの状況を見て、どうしても必要な子がいるんだなということを実感しました。なのでこれも居場所なんだなということも思ったので、やはりその子にとって家にずっといることが幸せではないということを実感したので、そういう意味でひとつの居場所としてありがたいと思っています。あとは、親御さんの気持ちとして、やはり学校というのはエリアの中でも安心です。なのでプレーパークなど、外に目を向けることが情報として分かれば出やすいのですが、やはり学校の中で、学校とひのっちと学童とがうまく連携できていけばいいなという先ほどの意見と、ですがすでに児童館の参加の会議がありますよね？そのメンバーがすべて集まっている会議体がすでにありますので、そこでうまく連携できればいいなと思っています。以上です。

会長

他にはいかがでしょうか。

委員

二点ございまして、一点目は今議題に上がっておりますひのっちに関して思うところがありますのでその件と、二点目は別の事業についてひとつ質問がございます。ひのっちについては、私も学校関係で勤務しております関係で、以前日野の東光寺小でも勤務していたこともありまして、日野の子どもたちとほかの市区町村と比べるわけではありませんが、放課後ひのっちのパートナーさんにいろんな昔遊びなど遊び方を教わったりい

ろんな経験をしている中で、他の市区町村では遊び方を知らない現状があるなど。休み時間になってもじゃあ何をするとした時に、外に出ずに何をすればいいのかわからないですとか、先生に場を与えてもらってその中で遊ぶというような実態もある中で、日野の子どもたちは本当にそういういろいろな経験をしているので、自分たちで遊ぶ場を設定したりというような力がついているので、ひのっちと子どもたちが自分で遊び場を作ることの因果関係があるかはまだ分からないんですけれども、何かしら良い影響があるのかなと思っていて、非常にそういう点でもありがたい事業だなと私も思っております。

二点目に、資料3ページの㊸にあります「病児・病後保育」に関しまして、現在3か所で実施されているということで、今後も継続されていくということで資料の方でも読ませていただいたんですけれども、これに関しまして先日、父母連の定例会を開催いたしましたところで、この点について意見が出たんですけれども、この3か所というのは、現在多摩平と、京王線沿いに2か所ということで場所が設定されていると思うんですけれども、日野駅周辺に無いということで、こちらの病児保育に関しまして、ぜひ日野駅周辺に作っていただけないかと、また今後の見通しがあれば教えていただきたいんですけれども、その点についてよろしくをお願いします。

事務局

お答えいたします。現在3か所で実施しておりまして、今回ニーズ調査を実施したところです。その中でいろんなご意見があることを把握しております。他市の状況と比べると3か所ありますので、全体の数としては一定程度満たしていると認識しています。地域的な偏在については、ご意見を参考にさせていただければと思います。

会長

ありがとうございます。また後程質問もできるかと思っておりますので、まだ審議事項がございますので、次に移らせていただきたいと思います。

事務局

ご意見をたくさんいただきましたので、少し発言させていただきたいと思っております。ひのっちについていろいろなご意見いただきましてありがとうございます。まずは事業をしっかりと丁寧に説明していかなければいけないなというふうに思いました。また学校との連携も大事だなというところがございます。学校との関係というものを以て地域との連携を強化していき、逆にひのっちで起きたことを学校にしっかりと伝えていくということも必要なのかなと私自身も感じております。また学童クラブとひのっちについても育成している元々が違うのですが、それを言ってしまうと話が進みませんので、学校であってもひのっちであってもきちんとそこに携わっている方々が連携をしていく形を探していかなければならないのかなというところです。本来のあり方という中で、私もなつひの初日に現場へ行

った際、お母さんがお迎えだよということで帰っていったということがあって、それなら最初から家で面倒を見た方がよいのではと、なにか保育園の延長のようになっているような面もあって正直どうなのかなというところもございました。これから事業を続けていく中で、本来どうあるべきかという投げかけをいただきましたので、検討していきたいと思えます。

また、プレーパークとの連携についてのご意見もいただきました。学校って安心する場所だからみんな集まってしまう、ですが、仲田の森の事業も大変面白くて、大変自由度の高い遊びの場を提供されているというところがありますので、そういうところとも連携をしていく仕組みも検討していきたいと思えます。いろいろなご意見をいただきましたので、参考にしていきたいと思えます。ありがとうございます。

会長

ありがとうございます。続いては(2)次期計画策定について事務局よりお願いします。

事務局

次にこの資料 1 の一番右の部分です。今後の方向性ということで、各担当併せて現時点で評価をし今後に向けて継続していくか拡充していくか削除するか方向性を記載したものであるとご理解ください。内容を寄せていないので継続が圧倒的に多いということになっているんですけども、拡充しているものを紹介させていただくと、7 ページ下段④の放課後子ども教室「ひのっち」であったり、16 ページ上段の④「子育て情報の発信」、また子ども家庭支援センターが先ほどお話しした 21 ページの「児童虐待への対応」、29 ページの「スクールソーシャルワーカー」、31 ページの「わかる授業、魅力ある授業の充実」、33 ページの「ICT 活用教育の推進」、52 ページの「コミュニティ・スクール運営事業」というのが今の段階で拡充となっております。一方で削除というところですが、これも先ほど子ども家庭支援センターからご説明した 10 ページの「さんぼっぼひろば事業」であったり、あとはほかの計画で進行管理をしているのでこの計画の中では管理を必要としないというもので 19 ページの「特定事業主次世代育成支援行動計画」、37 ページの「食農教育事業」といったところで、合わせて 8 事業を削除ということになっております。これから担当課の方と今後の方向性を詰めていくということになっておりますが、基本的には多くの事業を基本的に継続していきたいという方向性で今後も進めていきたいというところがございます。

会長

ありがとうございます。ただいま事務局より第 5 章 163 事業の令和 2 年度以降の方向性について調査結果を踏まえた報告がございました。ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

委員

私も今回この資料を頂いて、拡充、削除があるなということで拝見しておりました。私も何年もこの計画に関わってきましたので、ずっとどんどんやっているが増えていく一方なので、削除というものも適宜入れていくのもすごく大事だなと思いながら携わってきています。そういう中でまだまだやっていただきたいと思うのは子ども部さんの方ではないですが、40 ページの⑤「特別支援教育の推進」、これは私も子を持つ親として PTA に関わっておりますのでそちらの立場から申し上げますが、ここで充実している、やってきているというのはまだまだハードの部分だなという風にやはり見えてしまいます。ハードを充実させながらソフトの部分、本当に真に必要としている子たちへの理解、その理解を保護者へ広めていく、理解者、サポーターを増やす、普及推進活動をしていくというソフト面の取り組みをぜひ拡充してほしいと思っておりますので、「特別支援教育の推進」を継続ではなくまだまだ力を入れていっていただきたいと思うところが一つです。そうしますとハードの部分で継続になっているものがいくつかありまして、ビオトープですとか、校庭の芝生ですとか、そういうことよりもやはりソフトの部分で、日野市は見渡せば自然がたくさんありますし、学校も校庭の中だけでなく、私の子は四小なのですが、地域の方と一緒に浅川まで出て行っているいろいろですとか、学校もそういった取り組みをやってきています。なのでわざわざそういうものをお金をかけてやらなくても学校も地域の方々と周りにある自然を活用してやってきていますから、ハードの部分はそれほど力を入れていなくてもいいのかなと思いました。また、ひとつ削除で気になったものがあつたのですが、スポーツ関係で 2020 年のオリンピックに向けてというのは確かに削除でいいと思うのですが、45 ページ②のスポーツ推進委員さんが削除になっている。これは学校や子ども会をやっているとスポーツ推進委員さんにはお世話になってやる行事が結構あるので、これは単純な疑問なのですが、スポーツ推進委員さんの取り組みがなくなってしまうのか、これはこの計画の中でなく他のスポーツ振興等の中でやっていくから削除されたということなのか教えていただければと思います。

事務局

これはスポーツ推進計画というものの中できちんと進行管理をしていくんだというものだと思います。ですので、これはスポーツ推進委員さんの取り組みが無くなるということではないという理解でよろしいかと思います。

委員

分かりました。安心しました。ありがとうございます。

会長

他にございますでしょうか。

委員

29 ページ④のスクールソーシャルワーカーなのですが、これは拡充していただけてうれしいなというお話です。私もいろいろな地区を回ってまいりまして 8 校目なんです。前の地区でもスクールソーシャルワーカーは学校で単独でお願いしてやっていたのですが、日野市でそれをやっていただけて非常に助かっております。資料にありますように不登校に関して、都の方で入っているスクールカウンセラー、それから市の方でも 1 名スクールカウンセラーを付けていただいている。これもすごいです。ですがスクールカウンセラーは家庭訪問ができない等のいろいろな縛りがある中で、スクールソーシャルワーカーは自由に動ける。家庭訪問、親御さんやご家族とお話ししていただいてその内容を学校に伝えていただいたりとなぎ役として非常に助かります。それを拡充していただけるというのはとてもうれしいと思います。ただ、これがどういった拡充なのかというところはまた後日で結構です。人数を増やすのかどうかというところが資料から読み取ることができませんでしたので、よろしくお願ひします。

会長

人数的なところの拡充なのかそれ以外の面なのか、今お答えいただけたらお願ひします。

委員

理想としているのは中学校区レベルでの配置というものが求められているという中で、今はその過程であるというところですので、どういう設定にするかということも含めて、現状は満足いくものになっていないという理解ですので、詳しくは担当課からお話しさせていただきます。

会長

他にございますか。

委員

40 ページの特別支援教育の推進ということで、実は私も子どもが小学生の時に特別支援教室をずっと利用していたんですが、子どもへの支援をしていただけるのはすごくありがたいのですが、家庭でできることはないのかというのは、親は常に情報を求めていますし、家庭は安らぐ場であるということも分かるのですが、やはり出来ないところを少しでも出来るようにさせてあげたいという気持ちが実はすごくあって、学校でどんなことをしてくれるのか、面談等で教えていただけるのですが、もう少し具体的な、何年生でこの勉強をこういうふうにすると分かりやすいよというような、サイトの紹介でも何でも良いのですが、親同士の交流が無いので、保護者会も特別支援であるということではないので、だれか声を上げ

ればという形にはなると思うのですが、相談しやすい場づくり、子どもだけでなく親へ対する支援もほんの少しでいいので、誰かが声をかけてくれる役をしてくれるようになるとすごくうれしいと私は思いますので、今後そういった情報の提供だけでもいいので、教えていただけると心強いと思いますので、よろしくお願いします。

委員

私も友人から聞いて、補足なんですけれども、普通級からステップ教室に変わって、他の学校に連れて行くという負担が減ったのは本当にありがたいが、普通級の時に良かったのはそこで親同士で知り合って同じ悩みを持っている親同士の関係が自然にできるというところで、それがなくなってしまったのが今とても残念だという声は聞きます。

委員

当事者として私も同じ考えです。そうやっておそらく声をあげられない、あげる状況になれないご家庭もたくさんあるんじゃないかと思うんです。家庭の中で悩んでしまっている。家庭の中でもさらにお母さんだけが悩んでしまっている。夫婦間での考え方の違いなどいろんな状況がある。個別に対応する何かというのは必要ではないかと感じています。

委員

保育園に行っている間は療育していただいたりというのはあるんですけど、教育の場に行くとしても学校で、という形になってしまうのですけれど、なかなかそんなには相談しづらいというところもあると思います。

委員

ステップになってまた格段に増えました。要するに普通級に行きたかった子たちだとか、行くべき子たちがたくさんいたのですが、ステップになって自分の学校になったものですからみんな行くようになってしまって、はっきり言って飽和状態です。

委員

私の時は、今子どもは中学一年生なんですけれども、4時間受けられたんですけども今では絶対無理だということです。

委員

それをまた個別に対応してご家庭にフィードバックするとなると時間がかかってしまう。どうしていったらいいのかというところです。

委員

良くなった面と、前の方が良かった面がなくなってしまったのが本当に残念だという声を多く聞きます。

委員

結局時間が短くなると家にいる時間が多くなるわけですし、ステップに行っている子の親御さんは、親ができることはたぶんみんなしたいと思います。なのでもう少し、親に対する協力を要請するというのは良いことだと思います。

委員

学校としても考えていきます。

会長

貴重なご意見ありがとうございました。

委員

今のようなご意見を私もよく聞いていますし、今年のもう一つの会議、特別支援の策定委員の方もしておりますので、当事者の親への支援の場づくりという話もその会議で出ているところなので、この場で出たご意見もぜひ伝えたいと思います。

会長

他にはございませんでしょうか。

なければ次の議題へ移ります。

事務局

次に、次期計画の骨子について説明をお願いしたいと思います。

委託事業者

本日もよろしくお願ひいたします。資料 2-1 のご説明をさせていただきます。先ほど 163 の事業をベースにこれまでどのような取り組みをしてきたのか、そして令和 2 年度以降どのような方向性で取り組んでいくのかという形で事業別の方針が出されつつあるかと思ひます。今一度この 163 の事業を大きな系統図に整理していく必要があるのではないかと思ひます。どのようなボックスに入れてどう PR していくのか来年度以降の計画として体系骨子案として出させていたひいておひます。こちらの方のご説明をさせていただきます。まず左の方に基本理念として「子どもが育ち・子どもと育つ・寄り添う地域・あふれる笑顔」という形で第 1 期計画から引き続きこの基本理念を目指していくという形となつ

ております。そして基本目標としては表に 1 と 2、裏に 3 から 5 という形で 5 つの目標を設定しております。こちらが大きな枝になっております。まず一つ目ですが、子どもの健やかな育ち、さらには子どもの最善の利益、そのためには子育て支援というのが非常に重要になってまいります。一つ目として「子育ての豊かさと楽しさの発見」ということで、ここでは保育の場であったり保育の質であったりさらには地域子育て拠点の強化、そして子育ての相談・支援の関係、経済的支援、就労環境の場づくり、こういったところを施策として位置付けていきたいと考えております。そして二つ目、主体的な子どもの育ちの支援というところで、「一人ひとりが輝く主体的でたくましいひのっ子育て」ということで、子どもたちの遊びの場であったり、学びの場、そして体験活動、子どもたちの健康、食育、スポーツ関係をこちらの方で位置付けております。続いて裏面に進んでいただきますと、三つ目に特に子育てしていく中でストレスを感じる時期であったり、さらには様々な課題を抱えた家庭というところがございます。そちらに対しての支援ということで、周産期における医療・保健・福祉の支援体制づくり、さらには児童虐待、ひとり親家庭、不登校、ひきこもり、こういったところへの支援を施策として位置付けております。そして四つ目ですが、子どもと家庭だけでなく、やはり地域で、さらに学校、保育園、幼稚園の中で、子どもたちは育っていくのではないかと思います。そういったところで「共に生き、互いに育てあうまち」ということで、市民活動の支援であったり。地域と学校の連携であったり、安全安心のまちづくりといったところを施策として位置付けております。そして最後になりますが、様々な子育て支援であったり、環境整備といったところはもちろん重要ではございますが、やはり最も重要なのが、心が通い合うということだと思います。そういったところで「命を慈しむ心を育て、次の世代の親を育てる」ということで、家庭でのふれあい、異年齢交流、子どもの人権意識の醸成といったところを施策として位置付けております。今後、先ほどの 163 の事業をもとに、このそれぞれの柱に事業をぶら下げて計画の概要という形で次回以降でお見せすることになると思います。そういったところでは、この基本目標の順番等についても変えていくということも検討しながら進めていきたいと考えております。第 1 期計画では 4 つの柱だったところが、第 2 期計画では 5 つの柱ということで体系案を提案させていただきます。以上でございます。

会長

ありがとうございました。

ただ今、「新！ひのっすくすくプラン ～第 2 期日野市子ども・子育て支援事業計画～」の体系骨子案についてご説明いただきましたが、ご意見ご質問をいただきたいと思っております。

委員

少し質問させていただきたいのですが、4 つが 5 つに増えて何が変わったのかなという見方で見ていたら、単純に見ますと 3 つ目の「切れ目なく一人ひとりを大切にする支援の充実」

というところの、その切れ目なくというところに注目しました。というのも今学校教育の中でも他のいろいろな業界でもそうだと思うのですが、国連で以前 2015 年でしたか、SDGs、持続可能な開発目標ということで、学校教育の中でも常にそれが耳に入るような、そういう時代になってきております。2030 年度までに 17 の目標を達成するという、それを国際的にやっというということで全ての事業に入ってきている。おそらくそれをにらんで 3 つ目の基本目標が設定されたかなということで考えたのですが、もしそうであるなら、あるいはそうでなくても、そういうことに関してこれから日野市としても大事にしなければいけないポイントのひとつであると感じました。質問も兼ねてなのですが、いかがでしょうか。

会長

今のご質問に対してお答えできるものがあればお願いします。

事務局

SDGs については、日野市は未来都市に選定されており、先進的に取り組んでいくということが、すでに市全体の中で決まっております。まさに今、委員がおっしゃったように市が今やっている事業をしっかりと SDGs に関連付けて進めていかなければならないと考えておりますし、これは個別の計画ですけれども、これから進めていく総合的な計画の中でも落とし込んでいくということをやっていくというところがございます。そういった中で、児童虐待であったり、不登校であったりが大きな課題になっておりますけれども、日野市としてもしっかり取り組んでというところを目標に新たに加えて、やっというと考えております。

委員

補足なんですけれども、今の話もそうなんですけれどもここでひとつお話ししたいのは、資料 2-1 の右側にある事業というのはしっかりと取り組んでいる事業です。実際には行政の中では、保健であったり福祉であったり子ども関係であったりまた教育であったりいろいろな分野があってそれぞれの組織の中で実際に事業を実施しているわけですけれども、その横のつながりという部分では連携はしているんですけれども、必ずしもいわゆる例えば妊娠期から子どもが生まれて成長して、そういう一貫した体制が支援できているかということ、なかなかそれはまだ出来ていないのかなと。しかも方向として今目指しているのはひとつは今言った妊娠期から始まって 18 歳になるまで、ここまでを一貫して見られるようなそういった支援窓口が必要ではないかという考えがありまして、切れ目のないということはそういう意味で今後対応していかないといけないかなと思っております。そういった中で例えば問題となる児童虐待であったりひきこもりであったりといった深刻な問題に対してやはり対応するにはその時点での対応ということではなく、やはりもっとさかのぼって小さいころから見ていく、もしくはその予防を兼ねた対応というのも出てきますので、そういった点も踏まえると、こういった流れを作っていくのが一番いいのかなということで、まだ

構想段階ですがそういうことを今考えて、出していきたいという思いです。

委員

それは以前から言われている包括支援センターのことでしょうか。

委員

そうですね。名称は決まっておりませんが、いわゆる健康課の保健部門と子ども家庭支援センターを合わせて子ども包括支援センターというような、ひとつの中に入っているようなものということです。

会長

今、回答がありましたがいかがでしょう。

委員

この「切れ目なく」という表現だけだと、やはり世界的なレベルだとか、そういった大きなところ、それから日野市の中で抱えている、両方のいろいろな視点から見るといようなとらえ方ができるなと思います。少なくともそういう見方で見ていこうという意識が素晴らしいと思います。もうひとつ日野市の素晴らしいところは、福祉と教育が一体化しているところだと思います。エールがまさしくそうです。このようなエールのような形が日野市のいいところだと思います。まだまだ中身は変えていかなければならないなどたくさんあると思いますが、そういう見方で変えていこうという意識をみんなを持ってやっていくことが大事かなと私も思います。

委員

高齢者福祉、高齢者医療の世界が今すごく形になっています。ケアマネージャーさんや地域包括ケアシステム、といったようなものを子どもの方に落とし込んだ時に、高齢者の方は病院と薬と家庭と地域生活も含めて一人の人を囲んでアドバイザーというか、ケアを見るといようなところですが、子どもや家庭にも必要で、ただそれはまだ国としては動いていませんが、日野市はそういうかたちでやりたいという、そういう理解でよろしいでしょうか。

委員

そうです。そういう考え方です。

委員

これからのことなのか内部で話し合っておられたら教えていただきたいのですが、前回委員がおっしゃった子どもを中心とした日野市としての、意識や位置付けだけの問題ですが、

順番に関してはおそらく今回何も反映がなかったのですが、中で検討されてこっちの方がいいのではないかとということでも出てきたのか教えてください。

事務局

前回の中で、この柱の作り方というところで、法律が求めているような趣旨も踏まえて作っておりますので、その辺りもお調べしますと回答いたしまして、お調べしたんですけれども、法律の中では、これから言う量の見込などをしっかりと出して、それに対する箱をしっかりと整備しなさいよというような趣旨でした。そういう部分から行くと、前回一番として色々な事業のハードの部分と並べているというのは、それはそれで理に適っていたのかなと思います。それで、今こうして柱を出しているんですけれども、皆様の方から質にこうという話を伺っているところですので、今の段階では仮置きというような形でお考えをいただいて、最終的に全部体系の整った段階で、もう一回順番付けしてどれが大事だろうというもの、必ずしも法律でこれを一番に書けと書いてあるわけではございませんので、皆様の思いなども最終的に整理させていただいて決めていきたいというところでございます。

会長

他にございますでしょうか。なければ続いて量の見込の考え方について事務局から説明をお願いします。

委託事業者

それでは資料 2-2 をご覧ください。「日野市子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方について」ということで、先ほどもいろいろご意見出ておりましたが、まずはニーズ調査、こちらの方で量の見込というのがそれぞれ事業別で出るようになっております。その量の見込の算出の仕方についてこの資料でご説明させていただきたいと思っております。

まずページをめくっていただきまして、昨年度のアンケートでは 0 歳～5 歳の未就学児童、そして 6 歳～11 歳の就学児童の保護者に対して実施しております。そちらのアンケートで、保護者の就労状況によって家庭の類型化をするという作業があります。下の図にも入っておりますが、父親、母親というところで、それぞれフルタイム、パートタイム等の就労形態の状況があります。こちらの組み合わせによってタイプを出しております。タイプ A、B、C、E については、保育の必要性があるご家庭ということで、保育所等を利用できます。そしてタイプ C、タイプ E、タイプ D、タイプ F こちらは保育の必要性が無いということで、幼稚園を利用されるご家庭ということで、対象を類型化しております。ここでポイントとなりますのが、これが現在の就労状況で分けをした家庭類型と、今回量を見込むにあたって母親の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型でニーズ量を出しています。いわゆる就労希望というのが、1 年以内に未就労の方が働く意向がある方であったり、パートタイムからフルタイムへの移行がある方、こういったニーズも踏まえた量を算出してという形

になります。続きまして、次のページの方では、量を見込むとどのような事業を見込んでいくのかというところですが、上段の方では教育・保育ということで、まず3歳～5歳児ということでこちらは専業主婦の方、さらにはパートタイムでも下限時間以下の方、こちらが、幼稚園等を利用される方々ということで1号認定となります。そして、3歳～5歳のうちフルタイム、パートタイムで保育所等を利用される方が2号認定、そして、0歳～2歳で保育所等を利用される方が3号認定となりますので、今回のアンケート調査で家庭の類型化をしてそれぞれ認定区分になりうる方というところを区分の方していきますので、今回アンケート調査でそれぞれ保育所を利用したいとか、幼稚園を利用したいとか、そういったニーズが出てきますが、この類型化をした上でニーズを算出していきますので、誰でもそのニーズを使える、いわゆる保育所を利用できない方が、保育所を希望したとしてもそれは量の見込としては算定されないという形となりますので、非常に緻密な精度の高い算定式が国の方からも示されているわけでございます。それらをもとにニーズ量を出すということになっております。そして、下段の方では、地域子ども・子育て事業と言われる事業があります。時間外保育事業から始まり、養育支援訪問事業という形であります。まず、時間外保育事業ですが、先ほどの保育所を利用される2号、3号の方々のうち、預けたい希望時間というものもアンケート調査で聞いておりますので、ここで標準時間を超える方、こちらが時間外保育事業として算出されます。そして3番目の放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、こちらと9番のファミリー・サポート・センター事業、こちらにつきましては、放課後の子どもの過ごし方に対する希望ということで放課後児童クラブであったりファミリー・サポート・センター事業を希望される方がこちらのニーズとして拾われる形となります。そして続いて4番の子育て短期支援事業、いわゆるショートステイ事業、宿泊を伴う事業、そしてトワイライトステイ、夕方から夜間まで利用する事業、こちらの事業につきましては、これまで預けたことがある方、さらには、実際には子どもだけで留守番させた方、こうした方々をニーズとして拾う形となります。ですので、実際にはショートステイ等に預けていなかったとしても子どもだけで留守番させた方々、こうした方はショートステイ事業でしっかりと拾わなければいけないのではないかとということで、こういったニーズをこちらの方の量の見込として拾っております。そして、続いて5番の地域子育て支援拠点事業、子育てひろば等がこちらの事業に該当しております。この事業では、今預けている方、さらには今後利用したい方、さらには今現在利用している方でも今後利用回数を増やしたい方、こうした方をニーズとして拾う形になっています。そして6番7番では一時預かり事業ということで、親の私用等で不定期に預けたい方、例えば幼稚園で言うと一時預かり、保育所で言うと一時保育、こういったところが該当します。そして先ほどご意見も出ておりましたが、8番の病児・病後児保育につきましては、こちらは実際に事業に預けた方、さらにこちら子どもだけで留守番させた方、さらにはこちらの事業につきましては、これまで父親、母親が休んで対応した方の中で、こういった事業があれば利用したいですかというこういったニーズも拾う形となっております。最後になりますが10番から13番まではアンケートでは

なく実績等に基づく量の見込を算出しております。

それでは最後になりますが、本日、本来ですとこれらの事業に基づいて量の見込の提示をさせていただかなければならなかった所でございますが、いろいろと算定の方をしていく中で市の計画では人口ビジョンという計画であったり、まちづくりマスタープランという事業があります。そういったところでは人口推計を取っております、本来ならばこの量の見込を出すのにあたりまして令和 2 年から令和 6 年の量の見込を算定していかなければならないという形になりますので、人口推計も今回は必要となっております。ただ、市の計画をいろいろと作っていく中で人口推計がたくさんあるというのはおかしなことになりますので、先ほど申しました人口ビジョンであったりまちづくりマスタープラン等、こういったところの人口推計としっかりと整合を図っていく必要があります。しかし、そちらの方の人口推計につきましては、今現在 600 という実績の乖離がすでに出ているというような状況もあります。ですので人口推計も精査していく必要があります。さらには、無償化の動き等もありますので、今後こうした数字もさらに検討していかなければいけないということで、量の見込につきましてはもう少しお時間をいただきたいということで、本日につきましては見込の考え方ということで説明を終わらせていただきます。以上です。

会長

ありがとうございました。今、量の見込の考え方についてご説明がありました。ご意見、ご質問があれば伺いたいと思います。

なければ次に行かせていただきます。次第の(3) 幼児教育の無償化について事務局からご説明をお願いします。

事務局

それでは資料 3 をご覧ください。10 月の 1 日から始まります幼児教育無償化の概要について前回もご説明いたしましたけれども、引き続きの説明をさせていただきます。まず資料の左上の囲みにありますように子ども・子育て支援法の一部改正が行われまして、法の基本理念の中に「子どもの保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする」旨が追加されました。具体的にはその下にあります子育てのための施設等利用給付が創設されまして、3～5 歳までの子どもと、0～2 歳までの住民税非課税世帯の子どもの保育料が無償化されることとなっております。

申し訳ございません、資料中の【子ども・子育て支援法一部改正 (R1.5.7 公布)】の箇所を (R1.5.7 公布) → (R1.5.17 公布) へ訂正させていただきますようお願いします。

そして、その下の囲みなんですけれども、東京都の独自の新たな支援が始まるということで、こちらは無償化の対象外となっている 0～2 歳の課税世帯の子どもの利用者負担が軽減されるということになります。日野市では、法改正、また都の制度改正によりまして、関連例規を整備して無償化に対応してまいります。

今般の無償化に伴い、保育料は無償化されますけれども、保育所等における食事の提供における費用は無償化の対象外として整理がなされました。市立の保育園におきましては、給食費のうち、副食費については国の示す基準額であります 4,500 円を保護者から徴収する旨を条例に規定する予定でございます。

次に右上にいきまして無償化の概要を簡単にまとめました。前回と同じ内容になりますので説明は省略させていただきます。その下ですが、無償化に伴う主な支援の充実について整理しております。給食費は保護者負担が原則ですが、主食費については現行どおり市の負担を継続していきます。また、年収が 360 万未満相当の世帯と全世帯の第 3 子の副食費を免除いたします。そして副食費が現在の保育料を上回る世帯については差額を補助して負担の軽減を図っていただけるように配慮してまいります。その右隣、保護者補助金等の充実ということで記載しております。こちらが認証保育所等の補助で、国と都の制度を最大限に活用いたしまして充実を図っております。保育の必要性がある方は月額 57,000 円、もしくは 0-2 歳非課税世帯は 67,000 円まで無償化をされるということになります。また、無償化の対象施設に新たな認可外保育施設も加えてまいりたいと考えております。加えて、私立幼稚園の保護者補助金を 10 月以降も継続して現行の水準を維持してまいります。最後に多子区分の変更というところなんですけれども、こちらは東京都の新たな制度ということで第 2 子以降の多子カウントの年齢制限が撤廃されます。これまでは生計同一世帯のうち就学前の子どもだけを対象に第 1 子第 2 子とカウントされておりましたが、10 月以降はその年齢制限を撤廃いたしまして、例えば小学生の兄弟がいる場合その子どもカウントの対象とするということになります。これによりまして無償化の対象外となっております 0~2 歳の課税世帯も利用者負担が軽減される仕組みとなっております。こちらの制度は認可保育所に限らず認証保育所も同様の取り扱いとなります。

日野市としては、繰り返しとなりますが国と都の制度を最大限に活用して現行の水準を維持しながら充実を図っていく、また低所得世帯へのきめ細かな対応を行っていくということで進めてまいりたいと思います。先ほど量の見込の話がありましたけれども、今回の無償化がどう影響していくのか、そういったところもしっかり見据えながら対応してまいりたいと思います。以上です。

会長

ありがとうございました。幼児教育無償化についての説明がありましたが、ご意見ご質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

無いようでしたら次へ参ります。次に次第の 3 の報告事項へ移ります。

事務局

それでは、学童クラブ民間活力の導入について、報告をさせていただきます。資料 4 をご覧ください 1 番目に記載がありますのは民間活力導入をする施設です。令和 3 年 4 月からの

民間活力導入にあたりましては、一小学童クラブと滝合小学校内のたけのこ学童クラブの2施設を予定していますことをお伝えいたします。

2番目の民間活力導入の目的についてですが、目的は大きく二つございます。

1つ目は、学童クラブの育成時間の拡大です。土曜日も含めた午前8時から午後7時までに拡大します。働く人の勤務形態が多様化する中で、保護者から求められている育成時間の拡大に対応します。次年度の入所希望者の問い合わせの中でも、午後7時まで行っているところではっとされる方もいらっしゃるようです。また、現在七小、しんめいの方が午後7時まで行っているのですけれども、助かるという声を複数いただいております。また、民間活力の導入による育成時間拡大に伴う人員の確保にも対応いたします。民間活力導入によって民間事業者に支援員を配置していただいた分、今年度も公設公営の職員が人手不足になっております。そちらの方に充実した職員確保をということで、市内全体で安定的な人材の確保ということが行われております。また、柔軟な時間での配置というのが民間事業者の方では可能です。それと、しんめい、七小に関してですが、児童館から職員が応援に行くといったスケールメリットも民間事業者の方では出来ております。

目的の2つ目として、学童クラブの質を担保しつつ、経費の増加をなるべく抑制することです。入会児童数の増加は続いております。施設整備や、老朽化に伴う施設改修など育成環境の充実を図りながら、学童クラブ事業を継続的に提供していくため、一般財源の大幅な増加を抑制する必要があります。このため、学童クラブを民営化し、東京都独自の「都型学童クラブ事業補助金」を活用することが、経費削減（財源確保）の方法として有効と考えております。こちらに関しては、以前ご説明いたしました、事業形態の中で民営化という形で民間活力を導入しないと補助金が下りないということになっております。

3番目として今後のスケジュールをお伝えいたします。公募は令和2年6月上旬に行います。選定委員会は8月の下旬に行います。事業者の決定は9月下旬となります。引継ぎとして、運営準備期間があり令和3年1月～令和3年3月の3ヶ月行います。委託業務開始は令和3年4月1日となります。なお、8月に行われる選定委員会は公開プロポーザルとして、学童クラブの保護者は事業者のプレゼンテーションと質疑応答を見学できるようにしてあります。また、運営準備期間は1月からとして、段階的に民間事業者の支援員との引継ぎを進め、個々の子どもたちの様子などの把握に努めます。同時に、子どもたちにも新しい支援員に早く慣れてもらうなど、きめ細かく対応しながら引継ぎを行ってまいります。先ほど委員からご指摘いただいた内容もこの中で受け止めながら進めて参りたいと考えております。

会長

ありがとうございます。ただ今、令和3年度学童クラブ民間活力の導入について報告がありました。ご意見ご質問をいただきたいと思っております。何かございますでしょうか。

委員

やはり不安の声というか、親の方からは先ほどの話を聞いてますます思ったのですが、職員の総入れ替えとなって子どもがやはり落ち着かないというのが、なんというか春からスタートじゃないですか。1年生の新学期、3年生になってクラス替えなどがあって、担任の先生が替わったり、学校の環境も変わって学童でも環境がガラッと変わってしまう可能性がある。春からとなると、1月から準備期間を設けてくださっていたということはあったようなのですが、年度の始まりからという風になってしまっているのは仕方ないのかもしれませんが、親も不安ですし、子どもも落ち着かないしということが長く続いてしまうのではないかと不安はあります。あとはやはり民間活力を導入していただいて、私たち親のニーズを保育園と同じ午後7時までやっていただけるというのはとてもありがたいのですが、やはり親はいいのですが子どもの育成環境というのか、楽しく過ごすことができるかといった、きめ細かくご対応いただけるのはありがたいのですが、始まってみていざ何かあった時にちゃんとフォローしてくれる方はいるのだろうかという心配はあります。何かあった時にちゃんとサポートしてくれるような体制をきちんと、アンケートを取るということだけでなく、ちゃんと現場を見てやっていただきたいなと思っています。以上です。

会長

今のご意見に対して何か回答はございますか。

事務局

今伺ったような不安というのはやはりあるんだなという所なんですけれども、指定管理者等とは違って民間委託ということで、運営責任は引き続き市が担うというところで、先ほど4月から始まって多少落ち着かなかつたりというような情報も私どもの方にも入ってきております。市の方も積極的に入って対応をしていき、また学校のご協力もいただきながら今だいぶ、最初のころに比べると落ち着いてきたという印象を持っております。民間事業者さんもそれなりのノウハウを持ってやっておりますので、まだ3カ月という中ですけれども、私どもの中でも民間事業者さんをしっかり評価していきたいと思っておりますし、またアンケートを取ったりしている中で得られた意見というのもしっかり整理いたしまして、実際に運営していく中で、今回が初めてということでしたけれども、運営していく中での課題については今後の選定の中でもしっかり活かしてまいりたいと考えております。

会長

他にございますか。

委員

都型学童クラブ事業補助金について、先ほどの事務局のご説明ですと民営化することが条

件という風に思われたのですが、他にも何か補助金をもらう時の枠がありますでしょうか。

事務局

たとえば小学校 6 年生まで学童クラブとして対象とする、あるいは障害者に対する対応の部分、あとは 1 人当たりの面積を一定以上確保しなさいといったところを条件としてクリアできると補助金の対象となります。ですが実際には日野市の場合は 1 年生から 3 年生の入会希望が非常に多いということで従来からの方針の中で小学校 1 年生から入会してくる子どもたちをなるべく全員受け入れる。他市の場合にはこれが保育園と同じような形で待機児童という言い方をしているんですけども、日野市の場合は 1 年生から 3 年生の中でしかないので、そのあとは別の居場所を利用させていただくという提案をしていこうということで進めてまいりたいと考えております。

委員

私どもはファミサポをやっているんですけども、学童に入れていても送り迎えが心配だとか、今回 8 時になるということで、今までは 8 時半まで家で見てくださいということだったんですけども、そういう意味では働く母親が先に出なければいけない時の安心感にはなると思います。あとはやはり入りたい方が全員入ることができるというのが、保護者、特に母親の要望だと思っておりますので、それがかなえられるということはありがたいことだと思います。

会長

他にございますでしょうか。

委員

引継ぎをされていくということで今のお話とつながるんですけども、4 月に変わるということで、前任者と保護者とのつながりも大切だと思うんですけども、先生方との引継ぎとかつながりというところもぜひ、ノウハウを持っていらっしゃる方々ということですので重々ご承知のこととは思いますが、ぜひ学校の先生方とのつながりを、4 月の特に低学年の場合、学童で見せる姿と学校で見せる姿というのは大きく違って、学童の先生からの、実は学童にいてこういう場面がありましたよというようなお話はとても重要な情報になってくると思いますので、学校とのつながり、情報共有をお願いしたいという所がひとつと、また別で、父母連の方で今すごく意見がたくさん出てきているのが、昨年度と今年度で大きく変わったところで、写真の扱いが、業者が新しく民間の方に替わって業務体系が変わった時にどこに相談をすればいいのかわからない、意見、要望があるけれどもどこを窓口としているのかがわからないということがあり、写真の意見についてどこへ持っていけばいいのかわからない件がたくさんストックされている状況です。なので、そういった業

務体系が変わった時に窓口がどこなのかというのが保護者の方々が分からず、どこに聞けばよいのかという意見が、事業の内容は違うのですが、そういうことがありますのでこの民間委託となった時に保護者の意見というのはどの窓口伝えればいいのかというところを伝えていただけると利用する保護者としてはありがたいと感じております。以上です。

委員

今、どこに相談をすればよいかということがあったのですが、実際本校では4月から6月までの様子についていろいろなところから声が聞こえてくるのですが、今一番集まっているのが、本校で夏休みの初めに個人面談をしたのですが、その時に1年生～3年生の保護者から、いま実は学童ではこうなっていますというようなお話が相当入ってきております。ですので結局、直接学童の方には言えるのかもしれませんが送り迎えの時間だけでは言えませんし、保護者会というのなかなか、要するに共働きで忙しいご家庭が多いのでなかなかそういった話ができないのかなと思います。学校で受け取って学童へ渡しますのでそれはそれでいいです。あとは学童と学校との連携というのも、本日も校長室で話していたのが、それぞれが持っている情報の共有する大切さ、情報共有は必要だけれども仕事の中身についてはしっかり区別しなければならないですねというところ、そういった部分がこれから先大事ですねという話は館長さんとちょうど今日話をしていたところです。学童で起きたトラブルを学校の授業時間を使って子どもに聞き取りをするとすると本末転倒となります。ですがそういった情報は学校も欲しい、逆に学校での情報も学童さんは欲しいと思います。そういった関係をしっかり作っていくことが大切だと思います。ですのでこの移行期間中もぜひ学校とそういったところを連携してやっていければよいのかなと思いました。

会長

ありがとうございました。それでは次第の4、その他なにかございますでしょうか。

委員

今まで切れ目なくという話題が出ていて、それについて感想と教えていただきたいことがあるのですが、支援制度から外れてしまう、あるいは見過ごされてしまう子どもたちに対して様々な機関が関わるということはとても良いことなのではないかと、皆様のお話を伺いながら思いました。多面的、多角的に視点が入ることで支援が入りやすくなると思います。その中で例えば個人的な関心でいうと非行少年や虞犯少年に関心があるんですけども、どこまでエビデンスが正しいかわからないのですが、基本的には被虐待児の場合もあるわけで、彼らを虐待する保護者が様々な事情から行政の支援ニーズを求めている場合があります。ただ子どもはニーズを感じていなかったとしても客観視すると大変なケースもたくさんあると思います。それなので「すごく協働すること」、また「切れ目のない支援」、縦と横ですね、それが重要なんだなと皆様のお話を伺いながら思いました。そこで質問とし

て、そうした青少年の問題とのつながりを今後こういった会議等でどうやって進めていくのかということと、そこでスタッフの協働の必要性とスタッフの継続性というところが皆様のお話で出ていたと思うのですが、このスタッフというのはどういう風な待遇なのかというのが気になったところです。先ほど委員がスクールソーシャルワーカー（SSW）の重要性のお話をされていましたが、SSWは基本的には非常勤で、一名は正規だと書いてありましたが、そもそもの雇用体系として継続しにくい状況だと思います。おそらく他のスタッフさんも非常勤の方が多いと思うんですけども、私は民営が必ずしも駄目だとは思っていないので、民営、公営関係なく継続するシステムがどの程度あるのかというところがとても気になりました。それは切れ目のない支援を行うという面では欠かせないと思ったので、そういった面をどういう風にしていけばいいのか私は分からないので教えていただければと思います。以上です。

会長

ありがとうございます。今ご質問のあったことについて、どこかで検討したり話し合う場が設けられたのか、これから予定に入っているのかという辺りも含めてお答えいただければと思います。

事務局

最初のお話ですけども、非行少年、虞犯少年は、これはある一定以上の年齢のお子さん、青少年ということですが、確かに今そこが一番、私どもで言いますと、義務教育終了後のお子さんの支援という所なのですが、そこにつきましてはこれからということにはなるんですけども、先ほど子ども部長が申し上げていた通りで、切れ目のない支援という中に、そちらも新しい事業という形で入ってくる所でございます。まだ具体的には、まず実態がどのようなものなのか分からないという所があるため、現状がどうなっているのか調査することが必要ですし、その中ではまだ本当に具体的には決まっておられませんけれども、NPO 法人さんですとか民間の方たちの中で早くからそちらに対応されている所の協力を受けるか、連携という形で支援をするということもあるかと思っておりますので、周囲の団体ですとかそういうところとも協力して考えていく必要があるのかなと、今の段階ではそのレベルなんですけれども、前回の会議が終わった後にお声かけさせていただいたのも、私どももそういった点にすごく興味がありまして、委員にお話しさせていただいたところでございます。

次にスタッフの継続性という所なんですけれども、今お話があった通り嘱託職員さんと正規職員が 1 名、あとは例えば子ども家庭支援センターのケースワーカーで言いますと、ケースワーカー3 名が嘱託で正規職員が 6 名程度です。ただ嘱託の方は基本的に全員保健師さんですとか社会福祉士といった専門性を持った資格を持っている方でして、正規職員を上回るほどの情熱をもって仕事をさせていただいているところでございます。これは法改正があって、来年度から会計年度任用職員という形で、今や行政機関は半分かそれ以上非正規の

方で成り立っているという所ですので、その待遇の改善という所を主眼に会計年度任用職員という所で、ケースワーカーももちろんそういう形で会計年度任用職員に変更されていくという事で、継続性という所もある程度担保されていくと思いますし、反対にある一定以上の質を継続するとなればこれは必要なことだということに理解しておりますので、そういうところで継続するシステムは維持されていくのかなというふうに考えております。

事務局

委託をしたとしてもやはり人員の確保と継続というのは非常に大事なところでございます。民間委託をする際に評価項目として私どもはしっかりと委託料を払うような事業者さんを評価する仕組みにしていきます。今の嘱託員さんが働いている給与水準に近い金額をしっかりと出して継続をしていただけるような事業者さんを選定の中での評価をしているということで、必ずしも安いから点数が高いですよというような評価はしていないという所でございます。

会長

詳しくお答えいただきました。いかがでしょうか。

委員

よろしいでしょうか。切れ目のない支援ということで少し話をさせていただきたいんですけども、今のところは民間委託というのものもあるのかなという話もありましたけれども、今の時点では直営で進めたいと考えております。というのは、もちろんそういう専門職を抱えることはできるんですけども、やはり個人の自助、もしくは教育、福祉、いろいろ関わりを持っていかなければならないことを考えると、あとは児童相談所もそうですが、やはりしっかりそこは市が責任をもって対応していくのが必要なのかなということなので今の時点では直営でやりたい。あと、この中での議論という話もありましたけれども、私どもの方で今、どういう形をとるかという構想を練っておりますので、この中に必要に応じて情報提供をさせていただきながらそこに対するご意見という形ではいただきたいと思っておりますけれども、一からこの中で議論するという事は今のところ考えておりません。以上です。

会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

事務局

事務局から、前回第一回支援会議の議事録の校正についてでございます。今、私どもの方で文字起こしをしてという段階まで来ております。今日の会議でもそうなんですけれども、私

も途中であえてひとこと言ったんですけれども、これを議事録にどう残すかは、という言い方をしたんですけれども、まずは私どもの方で少し全体の流れも見ながら校正をさせていただきたいという風に考えております。その後各委員の皆さまのメール等での連絡先をお伺いしておりますので、そちらの方に議事録の案という形でお送りいたします。それを少し、時間的には10日間～2週間ほどになるかもしれませんが、その中で主にご自身が発言された部分をもう一度ご確認いただいて事務局の方に返していただけたらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。ただ、その際に注意点がございまして、お送りする内容については各委員さんのお名前を載せた形でお送りしておりますので、最終的には皆様からの校正をしていただいてそれをホームページで市民の方に公開するというのがルールですので、ご自分のところに来たものを他の方にお見せになったりお伝えになられますと、公開のルールと違ってきてしまいますので、委員様限りという中で整理していただいて校正をしていただければと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。他にございますでしょうか。

事務局

最後に、次回の日程ですけれども、9月26日(木)の18時30分から市役所505会議室で行いたいと思います。今日もそうだったのですが、改修工事中でございまして、そういった事情もあって毎回場所が変わってしまい申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

会長

ありがとうございました。以上で本日の議題はすべて終了いたしました。